

# 津市インターネット版公報

第 1 号  
平成 18 年 1 月 5 日  
木 曜 日

## 目 次

### 条 例

- ・津市役所の位置を定める条例ほか262件

### 規 則

- ・津市公報発行規則ほか231件

### 訓 令

- ・津市役所及び出張所処務規程ほか33件

### 告 示

- ・津市章の告示
- ・津市指定金融機関の指定
- ・津市収納代理金融機関の指定
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の津市の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の津市の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の久居市の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の久居市の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の河芸町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の河芸町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の芸濃町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の芸濃町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の美里村の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の美里村の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の安濃町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の安濃町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の香良洲町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の香良洲町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の一志町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の一志町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の白山町の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の白山町の区域に引き続き施行する規則
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の美杉村の区域に引き続き施行する条例
- ・地方自治法施行令第3条の規定に基づき合併前の美杉村の区域に引き続き施行する規則
- ・平成18・19年度における入札参加資格審査に係る資格要件の設定
- ・津市開発事業に関する指導要綱の制定
- ・津市建築計画概要書等閲覧規程の制定
- ・建築確認申請等についてフレキシブルディスクによる手続きができる区域の指定
- ・自転車等の放置禁止区域の指定
- ・津市営駐車場の駐車料金の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市センターパレスホールの使用料の徴収事務の一部委託

- ・津市まん中広場の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市斎場の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市体育館ほか10施設の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市民プールの使用料の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市一身田寺内町の館の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市橋南市民センター等の使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市伊勢湾ヘリポートの使用料の徴収事務の一部委託

#### 教委規則

- ・津市教育委員会会議規則ほか36件

#### 教委訓令

- ・津市教育委員会事務局規程ほか1件

#### 選管告示

- ・津市公職選挙事務取扱規程ほか13件
- ・津市選挙管理委員会委員長の選挙について
- ・津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定について
- ・選挙人名簿の引継について
- ・在外選挙人名簿の引継について
- ・農業委員会委員選挙人名簿の引継について
- ・三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の引継について
- ・津市長選挙及び津市議会議員選挙を行うべき事由について
- ・指定投票区及び指定関係投票区の指定について
- ・指定在外選挙投票区の指定について
- ・郵便をもって投票用紙等の発送のできる日について

#### 消防訓令

- ・津市消防署の組織に関する訓令ほか11件

#### 消防告示

- ・津市消防章の告示ほか6件

#### 水管規程

- ・津市水道局分課規程ほか13件

#### 水道告示

- ・津市水道局に係る金融機関の指定に関する規程
- ・津市水道事業の収納取扱金融機関の指定について

#### 農委告示

- ・津市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規程ほか6件

## 条 例

津市役所の位置を定める条例ほか 262 件の条例をここに公布する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

- ・ 津市役所の位置を定める条例（条例第 1 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（条例第 2 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（条例第 3 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（条例第 4 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（条例第 5 号）
- ・ 津市公告式条例（条例第 6 号）
- ・ 津市名誉市民条例（条例第 7 号）
- ・ 津市議会定例会の招集回数に関する条例（条例第 8 号）
- ・ 津市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（条例第 9 号）
- ・ 津市議会政務調査費の交付に関する条例（条例第 10 号）
- ・ 津市行政組織条例（条例第 11 号）
- ・ 津市支所及び出張所設置条例（条例第 12 号）
- ・ 副収入役設置条例（条例第 13 号）
- ・ 津市の休日进行を定める条例（条例第 14 号）
- ・ 津市農業委員会の部会に関する条例（条例第 15 号）
- ・ 津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（条例第 16 号）
- ・ 津市公平委員会設置条例（条例第 17 号）
- ・ 津市固定資産評価審査委員会条例（条例第 18 号）
- ・ 津市監査委員条例（条例第 19 号）
- ・ 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（条例第 20 号）
- ・ 津市行政手続条例（条例第 21 号）
- ・ 津市情報公開条例（条例第 22 号）
- ・ 津市情報公開・個人情報保護審査会条例（条例第 23 号）
- ・ 津市個人情報保護条例（条例第 24 号）
- ・ 政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例（条例第 25 号）
- ・ 津市職員定数条例（条例第 26 号）
- ・ 津市職員の再任用に関する条例（条例第 27 号）
- ・ 津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（条例第 28 号）
- ・ 津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（条例第 29 号）
- ・ 津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（条例第 30 号）
- ・ 津市職員の定年等に関する条例（条例第 31 号）

- ・ 津市職員の服務の宣誓に関する条例（条例第 3 2 号）
- ・ 津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（条例第 3 3 号）
- ・ 津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（条例第 3 4 号）
- ・ 津市職員の育児休業等に関する条例（条例第 3 5 号）
- ・ 津市職員の修学部分休業に関する条例（条例第 3 6 号）
- ・ 津市公益法人等への職員の派遣等に関する条例（条例第 3 7 号）
- ・ 津市職員団体の登録に関する条例（条例第 3 8 号）
- ・ 津市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（条例第 3 9 号）
- ・ 津市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例（条例第 4 0 号）
- ・ 津市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例（条例第 4 1 号）
- ・ 津市職員の給与に関する条例（条例第 4 2 号）
- ・ 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（条例第 4 3 号）
- ・ 津市証人等に対する実費弁償に関する条例（条例第 4 4 号）
- ・ 津市職員等の旅費に関する条例（条例第 4 5 号）
- ・ 津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（条例第 4 6 号）
- ・ 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（条例第 4 7 号）
- ・ 津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例（条例第 4 8 号）
- ・ 津市職員の退職手当に関する条例（条例第 4 9 号）
- ・ 津市職員共済組合設置条例（条例第 5 0 号）
- ・ 津市財政公表条例（条例第 5 1 号）
- ・ 津市財産に関する条例（条例第 5 2 号）
- ・ 津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（条例第 5 3 号）
- ・ 津市財政調整基金条例（条例第 5 4 号）
- ・ 津市減債基金条例（条例第 5 5 号）
- ・ 津市職員退職手当基金条例（条例第 5 6 号）
- ・ 津市ふるさと振興基金条例（条例第 5 7 号）
- ・ 津市モーターボート競走事業財政調整基金条例（条例第 5 8 号）
- ・ 津市土地開発基金条例（条例第 5 9 号）
- ・ 津市棕本財産区財政調整基金条例（条例第 6 0 号）
- ・ 津市国際交流推進基金条例（条例第 6 1 号）
- ・ 津市国民健康保険事業運営基金条例（条例第 6 2 号）
- ・ 津市介護保険事業運営基金条例（条例第 6 3 号）

- ・ 津市青山高原保健休養地管理基金条例（条例第 6 4 号）
- ・ 津市農業集落排水事業基金条例（条例第 6 5 号）
- ・ 津市緑化基金条例（条例第 6 6 号）
- ・ 津市住宅新築資金等貸付事業基金条例（条例第 6 7 号）
- ・ 津市文化振興基金条例（条例第 6 8 号）
- ・ 津市水道事業基金条例（条例第 6 9 号）
- ・ 津市水道水源保護基金条例（条例第 7 0 号）
- ・ 津市市税条例（条例第 7 1 号）
- ・ 津市都市再開発に伴う固定資産税の特例に関する条例（条例第 7 2 号）
- ・ 津市手数料徴収条例（条例第 7 3 号）
- ・ 津市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（条例第 7 4 号）
- ・ 津市特別会計条例（条例第 7 5 号）
- ・ 津市棕本財産区管理会条例（条例第 7 6 号）
- ・ 津市印鑑の登録及び証明に関する条例（条例第 7 7 号）
- ・ 津市住居表示に関する条例（条例第 7 8 号）
- ・ 津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例（条例第 7 9 号）
- ・ 津市北部市民センターの設置及び管理に関する条例（条例第 8 0 号）
- ・ 津市西部市民センターの設置及び管理に関する条例（条例第 8 1 号）
- ・ 津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（条例第 8 2 号）
- ・ 津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（条例第 8 3 号）
- ・ 津市会館の設置及び管理に関する条例（条例第 8 4 号）
- ・ 津市アストプラザの設置及び管理等に関する条例（条例第 8 5 号）
- ・ 津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例（条例第 8 6 号）
- ・ 津市隣保館の設置及び管理に関する条例（条例第 8 7 号）
- ・ 津市ボルタひさいふれあいセンターの設置及び管理等に関する条例（条例第 8 8 号）
- ・ 津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例（条例第 8 9 号）
- ・ 津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例（条例第 9 0 号）
- ・ 津市大型共同作業場の設置及び管理に関する条例（条例第 9 1 号）
- ・ 津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（条例第 9 2 号）
- ・ 津市芸濃温泉活用施設の設置及び管理に関する条例（条例第 9 3 号）
- ・ 津市サンヒルズ安濃の設置及び管理に関する条例（条例第 9 4 号）
- ・ 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例（条例第 9 5 号）
- ・ 津市サンデルタ香良洲の設置及び管理に関する条例（条例第 9 6 号）
- ・ 津市一志地域地区集会所の設置及び管理に関する条例（条例第 9 7 号）

- ・ 津市とことめの里一志の設置及び管理に関する条例（条例第 9 8 号）
- ・ 津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例（条例第 9 9 号）
- ・ 津市白山地域地区集会所の設置及び管理に関する条例（条例第 1 0 0 号）
- ・ 津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（条例第 1 0 1 号）
- ・ 津市社会福祉事務所設置条例（条例第 1 0 2 号）
- ・ 津市社会福祉法人の助成に関する条例（条例第 1 0 3 号）
- ・ 津市福祉医療費等の助成に関する条例（条例第 1 0 4 号）
- ・ 津市災害見舞金等の支給に関する条例（条例第 1 0 5 号）
- ・ 津市災害弔慰金の支給等に関する条例（条例第 1 0 6 号）
- ・ 津市福祉資金の経過措置に関する条例（条例第 1 0 7 号）
- ・ 津市結婚推進に係る優遇措置の経過措置に関する条例（条例第 1 0 8 号）
- ・ 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 0 9 号）
- ・ 津市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 0 号）
- ・ 津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 1 号）
- ・ 津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 2 号）
- ・ 津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 3 号）
- ・ 津市芸濃保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 4 号）
- ・ 津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 5 号）
- ・ 津市白山保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 6 号）
- ・ 津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 7 号）
- ・ 津市保育所の設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 8 号）
- ・ 津市療育センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 1 9 号）
- ・ 津市たるみ児童福祉会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 0 号）
- ・ 津市児童遊園の設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 1 号）
- ・ 津市児童館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 2 号）
- ・ 津市児童援護金の経過措置に関する条例（条例第 1 2 3 号）
- ・ 津市母子家庭等児童高等学校通学費援護金の経過措置に関する条例（条例第 1 2 4 号）
- ・ 津市母子福祉年金の経過措置に関する条例（条例第 1 2 5 号）
- ・ 津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 6 号）
- ・ 津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 7 号）
- ・ 津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 8 号）
- ・ 津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（条例第 1 2 9 号）
- ・ 津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 0 号）

- ・ 津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 1 号）
- ・ 津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 2 号）
- ・ 津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 3 号）
- ・ 津市国民健康保険条例（条例第 1 3 4 号）
- ・ 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 5 号）
- ・ 津市介護保険条例（条例第 1 3 6 号）
- ・ 津市保健センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 7 号）
- ・ 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例（条例第 1 3 8 号）
- ・ 津市予防接種健康被害調査委員会条例（条例第 1 3 9 号）
- ・ 津市共同浴場の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 0 号）
- ・ 津市斎場の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 1 号）
- ・ 津市火葬場の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 2 号）
- ・ 津市営墓園の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 3 号）
- ・ 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（条例第 1 4 4 号）
- ・ 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 5 号）
- ・ 津市長谷山ハイツ汚水処理施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 6 号）
- ・ 津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 7 号）
- ・ 津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 8 号）
- ・ 津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 4 9 号）
- ・ 津市労働会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 0 号）
- ・ 津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 1 号）
- ・ 津市まん中広場の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 2 号）
- ・ 津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 3 号）
- ・ 津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 4 号）
- ・ 津市ニューファクトリーひさい工業団地排水施設の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 5 号）
- ・ 津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 6 号）
- ・ 津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 7 号）
- ・ 津市榊原自然の森の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 8 号）
- ・ 津市榊原自然の森温泉保養館の設置及び管理に関する条例（条例第 1 5 9 号）
- ・ 津市ふるさと公園の設置及び管理に関する条例（条例第 1 6 0 号）
- ・ 津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例（条例第 1 6 1 号）

- ・津市落合の郷の設置及び管理に関する条例（条例第１６２号）
- ・津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例（条例第１６３号）
- ・津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例（条例第１６４号）
- ・津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例（条例第１６５号）
- ・津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例（条例第１６６号）
- ・津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例（条例第１６７号）
- ・津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例（条例第１６８号）
- ・津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例（条例第１６９号）
- ・津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例（条例第１７０号）
- ・津市モーターボート競走場内食堂施設等使用料条例（条例第１７１号）
- ・津市農林事業分担金等徴収条例（条例第１７２号）
- ・津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（条例第１７３号）
- ・津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例（条例第１７４号）
- ・津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例（条例第１７５号）
- ・津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例（条例第１７６号）
- ・津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例（条例第１７７号）
- ・津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例（条例第１７８号）
- ・津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（条例第１７９号）
- ・津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例（条例第１８０号）
- ・津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（条例第１８１号）
- ・津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例（条例第１８２号）
- ・津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例（条例第１８３号）
- ・津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例（条例第１８４号）
- ・津市農業共済条例（条例第１８５号）
- ・津市火入れに関する条例（条例第１８６号）
- ・津市市有林の管理に関する条例（条例第１８７号）
- ・津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例（条例第１８８号）
- ・津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例（条例第１８９号）
- ・津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例（条例第１９０号）
- ・津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例（条例第１９１号）

- ・津市漁港管理条例（条例第 1 9 2 号）
- ・津市漁港整備事業分担金徴収条例（条例第 1 9 3 号）
- ・津市法定外公共物の管理に関する条例（条例第 1 9 4 号）
- ・津市道路占用料徴収条例（条例第 1 9 5 号）
- ・津市分担金の経過措置に関する条例（条例第 1 9 6 号）
- ・津市都市公園条例（条例第 1 9 7 号）
- ・津市井生樹木公園の設置及び管理に関する条例（条例第 1 9 8 号）
- ・津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例（条例第 1 9 9 号）
- ・津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例（条例第 2 0 0 号）
- ・津市公共下水道条例（条例第 2 0 1 号）
- ・津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（条例第 2 0 2 号）
- ・津市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（条例第 2 0 3 号）
- ・津市準用河川の流水占用料等に関する条例（条例第 2 0 4 号）
- ・津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（条例第 2 0 5 号）
- ・都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模等を定める条例（条例第 2 0 6 号）
- ・津市都市計画審議会条例（条例第 2 0 7 号）
- ・津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（条例第 2 0 8 号）
- ・津市自転車等の放置の防止に関する条例（条例第 2 0 9 号）
- ・津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（条例第 2 1 0 号）
- ・津都市計画事業津駅前北部土地地区画整理事業施行条例（条例第 2 1 1 号）
- ・津市建築審査会条例（条例第 2 1 2 号）
- ・津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例（条例第 2 1 3 号）
- ・津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（条例第 2 1 4 号）
- ・津市営住宅の設置及び管理に関する条例（条例第 2 1 5 号）
- ・津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（条例第 2 1 6 号）
- ・津市住宅新築資金等の経過措置に関する条例（条例第 2 1 7 号）
- ・津市駐車場事業の設置等に関する条例（条例第 2 1 8 号）
- ・津市水道事業の設置等に関する条例（条例第 2 1 9 号）
- ・安濃町専用水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（条例第 2 2 0 号）
- ・津市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（条例第 2 2 1 号）
- ・津市水道事業給水条例（条例第 2 2 2 号）

- ・ 津市簡易水道条例（条例第 2 2 3 号）
- ・ 津市簡易水道事業分担金徴収条例（条例第 2 2 4 号）
- ・ 津市就学指導委員会条例（条例第 2 2 5 号）
- ・ 津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（条例第 2 2 6 号）
- ・ 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（条例第 2 2 7 号）
- ・ 津市学校給食調理員の給与等に関する条例（条例第 2 2 8 号）
- ・ 教職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（条例第 2 2 9 号）
- ・ 津市教育活動災害見舞金支給条例（条例第 2 3 0 号）
- ・ 津市立教育研究所設置条例（条例第 2 3 1 号）
- ・ 津市立学校設置条例（条例第 2 3 2 号）
- ・ 津市立学校給食センター条例（条例第 2 3 3 号）
- ・ 津市立幼稚園保育料徴収条例（条例第 2 3 4 号）
- ・ 津市立香良洲浜っ子幼児園設置条例（条例第 2 3 5 号）
- ・ 津市白山乳幼児教育センター設置条例（条例第 2 3 6 号）
- ・ 津市奨学金の経過措置に関する条例（条例第 2 3 7 号）
- ・ 津市社会教育委員設置に関する条例（条例第 2 3 8 号）
- ・ 津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（条例第 2 3 9 号）
- ・ 津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 0 号）
- ・ 津市白山総合文化センターの設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 1 号）
- ・ 津市公民館の設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 2 号）
- ・ 津市図書館の設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 3 号）
- ・ 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 4 号）
- ・ 津市文化財保護条例（条例第 2 4 5 号）
- ・ 津市文化振興条例（条例第 2 4 6 号）
- ・ 津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例（条例第 2 4 7 号）
- ・ 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 8 号）
- ・ 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例（条例第 2 4 9 号）
- ・ 津市運動施設の設置及び管理に関する条例（条例第 2 5 0 号）
- ・ 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（条例第 2 5 1 号）
- ・ 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例（条例第 2 5 2 号）
- ・ 三重短期大学の設置及び管理に関する条例（条例第 2 5 3 号）
- ・ 三重短期大学授業料等徴収条例（条例第 2 5 4 号）
- ・ 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（条例第 2 5 5 号）
- ・ 津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（条例第 2 5 6 号）

- ・ 津市消防団条例（条例第 2 5 7 号）
- ・ 津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（条例第 2 5 8 号）
- ・ 津市消防団員等公務災害補償条例（条例第 2 5 9 号）
- ・ 津市火災予防条例（条例第 2 6 0 号）
- ・ 津市防災会議に関する条例（条例第 2 6 1 号）
- ・ 津市災害対策本部に関する条例（条例第 2 6 2 号）
- ・ 津市河芸防災センターの設置及び管理に関する条例（条例第 2 6 3 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

## 規 則

津市公報発行規則ほか 231 件の規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

- ・ 津市公報発行規則（規則第 1 号）
- ・ 津市名誉市民に関する規則（規則第 2 号）
- ・ 津市表彰規則（規則第 3 号）
- ・ 津市議会定例会の招集時期を定める規則（規則第 4 号）
- ・ 津市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（規則第 5 号）
- ・ 津市事務分掌規則（規則第 6 号）
- ・ 津市収入役の補助組織設置規則（規則第 7 号）
- ・ 津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則（規則第 8 号）
- ・ 津市農業委員会に対する市長の権限に属する事務の一部の委任に関する規則（規則第 9 号）
- ・ 津市公印規則（規則第 10 号）
- ・ 津市行政手続条例施行規則（規則第 11 号）
- ・ 津市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（規則第 12 号）
- ・ 津市情報公開条例施行規則（規則第 13 号）
- ・ 津市個人情報保護条例施行規則（規則第 14 号）
- ・ 政治倫理の確立のための津市長の資産等の公開に関する条例施行規則（規則第 15 号）
- ・ 津市職員の職名に関する規則（規則第 16 号）
- ・ 津市職員の任免に関する規則（規則第 17 号）
- ・ 津市職員の再任用に関する規則（規則第 18 号）
- ・ 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（規則第 19 号）
- ・ 津市職員の定年等に関する規則（規則第 20 号）
- ・ 津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（規則第 21 号）
- ・ 津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則第 22 号）
- ・ 津市職員の育児休業等に関する規則（規則第 23 号）
- ・ 津市職員の修学部分休業に関する規則（規則第 24 号）
- ・ 津市公益法人等への職員の派遣等に関する規則（規則第 25 号）
- ・ 津市職員の給与の支給に関する規則（規則第 26 号）
- ・ 津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則第 27 号）
- ・ 津市職員等の旅費に関する条例施行規則（規則第 28 号）
- ・ 津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（規則第 29 号）
- ・ 津市職員の住居手当の支給に関する規則（規則第 30 号）
- ・ 津市職員の通勤手当の支給に関する規則（規則第 31 号）
- ・ 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則第 32 号）

- ・津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（規則第 3 3 号）
- ・津市職員及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害見舞金の支給に関する条例施行規則（規則第 3 4 号）
- ・津市職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第 3 5 号）
- ・津市公有財産規則（規則第 3 6 号）
- ・津市庁舎管理規則（規則第 3 7 号）
- ・津市市税条例施行規則（規則第 3 8 号）
- ・津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（規則第 3 9 号）
- ・津市契約規則（規則第 4 0 号）
- ・津市建設工事執行規則（規則第 4 1 号）
- ・津市会計規則（規則第 4 2 号）
- ・津市物品会計規則（規則第 4 3 号）
- ・津市補助金等交付規則（規則第 4 4 号）
- ・津市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（規則第 4 5 号）
- ・津市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（規則第 4 6 号）
- ・津市住居表示に関する条例施行規則（規則第 4 7 号）
- ・広報津発行規則（規則第 4 8 号）
- ・津市橋南市民センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 4 9 号）
- ・津市北部市民センター内北部コミュニティセンターに関する規則（規則第 5 0 号）
- ・津市西部市民センター内西部コミュニティセンターに関する規則（規則第 5 1 号）
- ・津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 5 2 号）
- ・津リージョンプラザ内お城ホール及び展示・会議施設に関する規則（規則第 5 3 号）
- ・津市会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 5 4 号）
- ・津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（規則第 5 5 号）
- ・津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 5 6 号）
- ・津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（規則第 5 7 号）
- ・津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 5 8 号）
- ・津市ボルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（規則第 5 9 号）
- ・津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 0 号）

- 号)
- ・ 津市久居市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 1 号）
  - ・ 津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 2 号）
  - ・ 津市サンヒルズ安濃内ハーモニーホール等に関する規則（規則第 6 3 号）
  - ・ 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 4 号）
  - ・ 津市サンデルタ香良洲内香良洲多目的ホールに関する規則（規則第 6 5 号）
  - ・ 津市一志地域地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 6 号）
  - ・ 津市とことめの里一志内修景池に関する規則（規則第 6 7 号）
  - ・ 津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 8 号）
  - ・ 津市白山地域地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 6 9 号）
  - ・ 津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 7 0 号）
  - ・ 津市社会福祉事務所長に対する権限委任規則（規則第 7 1 号）
  - ・ 津市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（規則第 7 2 号）
  - ・ 津市民生委員推薦会規則（規則第 7 3 号）
  - ・ 津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（規則第 7 4 号）
  - ・ 津市災害見舞金等の支給に関する条例施行規則（規則第 7 5 号）
  - ・ 津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（規則第 7 6 号）
  - ・ 津市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 7 7 号）
  - ・ 津市久居厚生寮の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 7 8 号）
  - ・ 津市久居総合福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 7 9 号）
  - ・ 津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 8 0 号）
  - ・ 津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則（規則第 8 1 号）
  - ・ 津市美里社会福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 8 2 号）
  - ・ 津市サンヒルズ安濃内津市安濃福祉センター及び交流館に関する規則（規則第 8 3 号）
  - ・ 津市とことめの里一志内津市一志福祉センターに関する規則（規則第 8 4 号）
  - ・ 津市指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム等の設置及び管理に関する

条例施行規則（規則第 8 5 号）

- ・ 津市生活保護法施行取扱規則（規則第 8 6 号）
- ・ 津市助産施設及び母子生活支援施設への入所に要する費用の徴収に関する規則（規則第 8 7 号）
- ・ 津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 8 8 号）
- ・ 津市療育センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 8 9 号）
- ・ 津市たるみ児童福祉会館の管理に関する規則（規則第 9 0 号）
- ・ 津市児童遊園の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 9 1 号）
- ・ 津市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 9 2 号）
- ・ 津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館に関する規則（規則第 9 3 号）
- ・ 津市老人福祉法施行取扱規則（規則第 9 4 号）
- ・ 津市たるみ老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 9 5 号）
- ・ 津市北部市民センター内北部老人福祉センターに関する規則（規則第 9 6 号）
- ・ 津市西部市民センター内西部老人福祉センターに関する規則（規則第 9 7 号）
- ・ 津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 9 8 号）
- ・ 津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 9 9 号）
- ・ 津市サンデルタ香良洲内津市香良洲老人福祉センター及び津市香良洲デイサービスセンターに関する規則（規則第 1 0 0 号）
- ・ 津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 0 1 号）
- ・ 津市とことめの里一志内津市一志在宅介護支援センターに関する規則（規則第 1 0 2 号）
- ・ 津市とことめの里一志内津市一志デイサービスセンターに関する規則（規則第 1 0 3 号）
- ・ 津市白山保健福祉センター内津市白山デイサービスセンター及び津市白山在宅介護支援センターに関する規則（規則第 1 0 4 号）
- ・ 津市生きがい健康づくり施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 0 5 号）
- ・ 児童福祉法に基づく居宅生活支援の事務処理に関する規則（規則第 1 0 6 号）
- ・ 津市身体障害者福祉法施行取扱規則（規則第 1 0 7 号）
- ・ 津市知的障害者福祉法施行取扱規則（規則第 1 0 8 号）
- ・ 津市ふれあい会館内身体障害者福祉会館に関する規則（規則第 1 0 9 号）
- ・ 津市知的障害者授産施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1

0 号)

- ・ 津市知的障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 1 号）
- ・ 津市知的障害者地域生活援助事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 2 号）
- ・ 津市国民健康保険条例施行規則（規則第 1 1 3 号）
- ・ 津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 4 号）
- ・ 津市介護保険条例施行規則（規則第 1 1 5 号）
- ・ 津市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 6 号）
- ・ 津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 7 号）
- ・ 津市共同浴場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 8 号）
- ・ 津市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 1 9 号）
- ・ 津市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 0 号）
- ・ 津市営墓園の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 1 号）
- ・ 津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例施行規則（規則第 1 2 2 号）
- ・ 津市一般廃棄物再生利用業の個別指定に関する規則（規則第 1 2 3 号）
- ・ 津市狂犬病予防法施行取扱規則（規則第 1 2 4 号）
- ・ 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 5 号）
- ・ 津市長谷山ハイツ污水处理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 6 号）
- ・ 津市白山生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 7 号）
- ・ 津市計量検査所規則（規則第 1 2 8 号）
- ・ 津市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 2 9 号）
- ・ 津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 0 号）
- ・ 津市労働会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 1 号）
- ・ 津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 2 号）
- ・ 津市まん中広場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 3 号）
- ・ 津市七栗産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 4 号）
- ・ 津市桃園情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 5 号）

- ・ 津市ニューファクトリーひさい工業団地排水施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 6 号）
- ・ 津市安濃工業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 7 号）
- ・ 津市阿漕塚記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 8 号）
- ・ 津市榊原自然の森の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 3 9 号）
- ・ 津市榊原自然の森温泉保養館の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 0 号）
- ・ 津市ふるさと公園の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 1 号）
- ・ 津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 2 号）
- ・ 津市落合の郷の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 3 号）
- ・ 津市矢頭中宮キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 4 号）
- ・ 津市とことめの里一志内一志温泉に関する規則（規則第 1 4 5 号）
- ・ 津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 6 号）
- ・ 津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 7 号）
- ・ 津市スカイランドおおぼらの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 8 号）
- ・ 津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 4 9 号）
- ・ 津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 5 0 号）
- ・ 津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 1 5 1 号）
- ・ 津市モーターボート競走実施規則（規則第 1 5 2 号）
- ・ 津市モーターボート競走事業従事員の就業等に関する規則（規則第 1 5 3 号）
- ・ 津市モーターボート競走事業応援従事員の就業等に関する規則（規則第 1 5 4 号）
- ・ 津市モーターボート競走場ツッキードームの使用に関する条例施行規則（規則第 1 5 5 号）
- ・ 津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則（規則第 1 5 6 号）
- ・ 津市モーターボート競走場における予想業者等に関する規則（規則第 1 5 7 号）
- ・ 津市モーターボート競走における電話投票の実施に関する規則（規則第 1 5

8号)

- ・ 津市モーターボート競走場における携帯品の一時預りに関する規則（規則第159号）
- ・ 津市農林事業分担金等徴収条例施行規則（規則第160号）
- ・ 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第161号）
- ・ 津市榊原農民研修所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第162号）
- ・ 津市須ヶ瀬構造改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第163号）
- ・ 津市久居農村婦人の家の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第164号）
- ・ 津市農村集落多目的共同利用施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第165号）
- ・ 津市美里農業研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第166号）
- ・ 津市美里農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第167号）
- ・ 津市北長野共同ライスセンター等の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第168号）
- ・ 津市一志農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第169号）
- ・ 津市白山農民研修所の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第170号）
- ・ 津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第171号）
- ・ 津市美杉農産物加工センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第172号）
- ・ 津市農業共済事業財務規則（規則第173号）
- ・ 津市農業共済事業に係る重要事項の説明に関する規則（規則第174号）
- ・ 津市火入れに関する条例施行規則（規則第175号）
- ・ 津市市有林の管理に関する条例施行規則（規則第176号）
- ・ 津市錫杖湖畔キャンプ場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第177号）
- ・ 津市わかすぎの里の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第178号）
- ・ 津市美杉林業研修集会施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第179号）

- ・ 津市美杉林業者宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 180 号）
- ・ 津市漁港管理条例施行規則（規則第 181 号）
- ・ 津市漁港整備事業分担金徴収条例施行規則（規則第 182 号）
- ・ 津市法定外公共物の管理に関する条例施行規則（規則第 183 号）
- ・ 津市道路占用等に関する規則（規則第 184 号）
- ・ 津市都市公園条例施行規則（規則第 185 号）
- ・ 津市井生樹木公園の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 186 号）
- ・ 津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 187 号）
- ・ 津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 188 号）
- ・ 津市公共下水道条例施行規則（規則第 189 号）
- ・ 津市終末処理場の設置及び管理に関する規則（規則第 190 号）
- ・ 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（規則第 191 号）
- ・ 津市水洗便所改造資金融資あっせんに関する規則（規則第 192 号）
- ・ 津市河川管理規則（規則第 193 号）
- ・ 津市都市計画法施行取扱規則（規則第 194 号）
- ・ 津市都市計画公聴会規則（規則第 195 号）
- ・ 津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則（規則第 196 号）
- ・ 津市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（規則第 197 号）
- ・ 津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 198 号）
- ・ 津市建築基準法施行取扱規則（規則第 199 号）
- ・ 津市建築基準法に基づく意見の聴取規則（規則第 200 号）
- ・ 津市モーテル類似旅館等建築規制に関する条例施行規則（規則第 201 号）
- ・ 津都市計画上野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（規則第 202 号）
- ・ 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 203 号）
- ・ 津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 204 号）
- ・ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（規則第 205 号）
- ・ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務に関する規則（規則第 206 号）
- ・ 津市営駐車場に関する規則（規則第 207 号）

- ・ 津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（規則第 2 0 8 号）
- ・ 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則（規則第 2 0 9 号）
- ・ 津市簡易水道事業事務委任規則（規則第 2 1 0 号）
- ・ 津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（規則第 2 1 1 号）
- ・ 三重短期大学の設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 2 1 2 号）
- ・ 三重短期大学の組織に関する規則（規則第 2 1 3 号）
- ・ 三重短期大学事務分掌規則（規則第 2 1 4 号）
- ・ 三重短期大学授業料徴収猶予及び減免に関する規則（規則第 2 1 5 号）
- ・ 津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（規則第 2 1 6 号）
- ・ 津市消防本部の組織に関する規則（規則第 2 1 7 号）
- ・ 津市消防本部消防職員委員会に関する規則（規則第 2 1 8 号）
- ・ 津市消防長事務専決規則（規則第 2 1 9 号）
- ・ 津市消防吏員階級規則（規則第 2 2 0 号）
- ・ 津市消防吏員の訓練及び礼式に関する規則（規則第 2 2 1 号）
- ・ 津市消防職員の服制に関する規則（規則第 2 2 2 号）
- ・ 津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（規則第 2 2 3 号）
- ・ 津市消防団の組織等に関する規則（規則第 2 2 4 号）
- ・ 津市消防団員の服制に関する規則（規則第 2 2 5 号）
- ・ 津市消防団公印規則（規則第 2 2 6 号）
- ・ 津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（規則第 2 2 7 号）
- ・ 津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（規則第 2 2 8 号）
- ・ 津市消防法等施行取扱規則（規則第 2 2 9 号）
- ・ 津市危険物規制規則（規則第 2 3 0 号）
- ・ 津市災害対策本部に関する条例施行規則（規則第 2 3 1 号）
- ・ 津市河芸防災センターの設置及び管理に関する条例施行規則（規則第 2 3 2 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

## 訓 令

津市支所及び出張所処務規程ほか 33 件の訓令を別紙のとおり定める。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

- ・ 津市支所及び出張所処務規程（訓令第 1 号）
- ・ 津市庁議及び幹部会議に関する規程（訓令第 2 号）
- ・ 津市政策調整会議の設置等に関する規程（訓令第 3 号）
- ・ 津市事務専決規程（訓令第 4 号）
- ・ 津市収入役事務専決規程（訓令第 5 号）
- ・ 津市文書管理規程（訓令第 6 号）
- ・ 津市総合行政ネットワーク文書管理規程（訓令第 7 号）
- ・ 津市公文例規程（訓令第 8 号）
- ・ 津市主任設置規程（訓令第 9 号）
- ・ 津市職員任免事務取扱規程（訓令第 10 号）
- ・ 津市職員試験選考委員会規程（訓令第 11 号）
- ・ 津市非常勤参与設置規程（訓令第 12 号）
- ・ 津市臨時職員取扱規程（訓令第 13 号）
- ・ 津市非常勤嘱託員取扱要綱（訓令第 14 号）
- ・ 津市職員勧奨退職取扱規程（訓令第 15 号）
- ・ 営利企業等の従事制限に関する訓令（訓令第 16 号）
- ・ 津市職員服務規程（訓令第 17 号）
- ・ 津市安全運転管理規程（訓令第 18 号）
- ・ 津市職員被服等貸与規程（訓令第 19 号）
- ・ 津市職員研修規程（訓令第 20 号）
- ・ 津市職員の退職による特別昇給取扱規程（訓令第 21 号）
- ・ 津市職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（訓令第 22 号）
- ・ 津市職員安全衛生管理規程（訓令第 23 号）
- ・ 津市庁舎防火等管理規程（訓令第 24 号）
- ・ 津市土地開発基金管理運用規程（訓令第 25 号）
- ・ 津市自動車整備管理者規程（訓令第 26 号）
- ・ 津市自動車管理規程（訓令第 27 号）
- ・ 津市自動車事故対策委員会規程（訓令第 28 号）
- ・ 津市社会福祉事務所処務規程（訓令第 29 号）
- ・ 津市清掃指導員職務規程（訓令第 30 号）
- ・ 津市モーターボート競走事業従事員の賃金に関する規程（訓令第 31 号）
- ・ 津市モーターボート競走事業従事員の非開催日における就業に関する規程（訓令第 32 号）
- ・ 津市地価公示台帳閲覧規程（訓令第 33 号）

- ・三重短期大学人事に関する規程（訓令第34号）

（平成18年1月1日 揭示済）

## 告 示

津市告示第 1 号

本市の市章を次のとおり定める。

平成 1 8 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄



(平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済)

津市告示第 2 号

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関の指定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 9 項の規定に基づき告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

- |   |       |                                                              |
|---|-------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 金融機関名 | 株式会社 百五銀行                                                    |
| 2 | 指定期間  | 平成 18 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで<br>(平成 18 年 1 月 1 日 揭示済) |

津市告示第 3 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定に基づき、本市の公金の収納事務を取り扱う金融機関を次のとおり指定し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

収納代理金融機関

株式会社みずほ銀行  
株式会社三菱東京 U F J 銀行  
株式会社りそな銀行  
株式会社三重銀行  
三菱 U F J 信託銀行株式会社  
株式会社中京銀行  
株式会社第三銀行  
株式会社関西アーバン銀行  
津信用金庫  
三重信用金庫  
商工組合中央金庫  
東海労働金庫  
三重県信用農業協同組合連合会  
津安芸農業協同組合  
三重中央農業協同組合  
一志東部農業協同組合  
三重県信用漁業協同組合連合会

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の津市の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

津市吏員等退隠料、遺族扶助料支給条例

津市心身障害児福祉年金条例

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例

津市企業立地促進条例

津市水道水源保護条例

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 3 条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の津市の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

津市心身障害児福祉年金条例施行規則

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則

津市企業立地促進条例施行規則

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の久居市の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

久居市榊原財産区議会設置条例

久居市心身障害児童福祉年金条例

重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例

久居市企業誘致促進条例

久居駅東口駐車場の管理及び運営に関する条例

久居市水道水源保護条例

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の久居市の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

久居市心身障害児福祉年金条例施行規則

重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例施行規則

久居市企業誘致促進条例施行規則

久居駅東口駐車場の管理及び運営に関する条例施行規則

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 8 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 3 条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の河芸町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

河芸町重度心身障害者介護手当の支給に関する条例

河芸町工場設置奨励条例

河芸町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の河芸町の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

河芸町重度心身障害者介護手当の支給に関する規則

河芸町工場設置奨励条例施行規則

河芸町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の芸濃町の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

芸濃町コミュニティーバス設置条例

芸濃町河内財産区議会設置条例

農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例

芸濃町心身障害者福祉年金支給に関する条例

芸濃町介護手当支給に関する条例

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 11 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の芸濃町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

芸濃町コミュニティーバス設置条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 12 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の美里村の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

美里村営コミュニティバス運行に関する条例

美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例

美里村心身障害者福祉年金条例

美里村簡易水道水源保護条例

（平成18年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 13 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の美里村の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

美里村営コミュニティバス運行に関する規則

美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

美里村簡易水道水源保護条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 14 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の安濃町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

安濃町心身障害者福祉年金支給に関する条例

安濃町地域振興の奨励に関する条例

安濃町専用水道供給条例

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 15 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の安濃町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

安濃町地域振興の奨励に関する条例施行規則

安濃町専用水道供給条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の香良洲町の区域に引き続き施行する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例

重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 17 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の香良洲町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 18 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の一志町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

一志町波瀬財産区議会設置条例

工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例

中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例

一志町水道水源保護条例

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第 19 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の一志町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 20 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の白山町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

白山町町民バス運行に関する条例

白山町過疎対策審議会に関する条例

白山町通園バス設置条例

白山町水道水源保護条例

（平成18年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 2 1 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 3 条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の白山町の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

白山町町民バス運行に関する規則

白山町通園バス運行管理規則

白山町水道水源保護条例施行規則

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 22 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の条例を津市の条例として、合併前の美杉村の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

美杉村営バスの設置及び管理に関する条例

過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例

美杉村営スクールバス設置条例

美杉村心身障害児福祉年金条例

美杉村重度障害者等介護者に対する手当金支給条例

美杉村水道水源保護条例

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 23 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定に基づき、次の規則を津市の規則として、合併前の美杉村の区域に引き続き施行する。

平成18年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

美杉村営バスの設置及び管理に関する規則

美杉村営バス運転者の服務並びに勤務条件に関する規則

過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例施行規則

美杉村心身障害児福祉年金条例施行規則

美杉村重度障害者等介護者に対する手当金支給条例施行規則

美杉村水道水源保護条例施行規則

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

## 津市告示第 24 号

平成 18 年度及び平成 19 年度において本市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び入札参加資格審査申請書の提出時期、添付書類等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 2 項（令第 167 条の 11 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。）第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

### 1 競争入札参加資格要件

競争入札への参加資格の要件は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していないものでないこと。
  - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑にした者
  - イ 競争入札においてその公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 平成 18 年 1 月 1 日を基準として直前 2 か年の営業年度内に納付すべき市町村民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税並びに消費税及び地方消費税を納付していること。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）を受けていること。
- (6) 法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査を受け、経営に関する

客観的事項の年平均完成工事高（建設コンサルタント等にあつては、入札参加資格審査申請書に記載された営業収入金額）を有していること。

（７）建設工事等の業種に応じた技術者を有していること。

## ２ 申請書類

競争入札に参加するために必要な入札参加資格審査申請書及びその添付書類は、次のとおりとする。

### （１）工事又は製造の請負

- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
- イ 有資格技術職員調書（指定様式）
- ウ 許可証明書（申請日以前３か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- オ 営業所一覧表（指定用紙）
- カ 法人にあつては会社法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
- キ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
- ク 使用印鑑届（指定用紙）
- ケ 委任状（指定用紙）
- コ 納税証明書又は完納証明書
- サ 工事・測量等経歴書（指定用紙）
- シ 技術者経歴書（指定用紙）
- ス 建設業退職者共済組合加入履行証明書
- セ 業者カード（指定用紙）

### （２）測量及び建設コンサルタント等

- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
- イ 有資格技術職員調書（指定用紙）
- ウ 登録等証明書（申請日以前３か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
- エ 測量等実績高確認調書（指定用紙）
- オ 法人にあつては会社法人の登記事項証明書、個人にあつては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
- カ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
- キ 使用印鑑届（指定用紙）
- ク 委任状（指定用紙）
- ケ 納税証明書又は完納証明書

- コ 工事・測量等経歴書（指定用紙）
  - サ 技術者経歴書（指定用紙）
  - シ 財務諸表
  - ス 現況報告書副本の写し
  - セ 業者カード（指定用紙）
- （３）物件の売買及び業務委託（以下「物件の売買等」という。）
- ア 入札参加資格審査申請書（指定用紙）
  - イ 経営の規模及び状況に関する調書（指定用紙）
  - ウ 希望業種明細表（指定用紙）
  - エ 営業届証明書（申請日以前３か月以内の証明日のものに限る。以下の証明書につき同じ。）
  - オ 法人にあっては会社法人の登記事項証明書、個人にあっては身分証明書（所轄の市町村長が発行したもの）
  - カ 印鑑証明書（印鑑登録証明書）
  - キ 使用印鑑届（指定用紙）
  - ク 委任状（指定用紙）
  - ケ 納税証明書又は完納証明書
  - コ 津市国民健康保険料（税）納付証明書
  - サ 業務経歴書（指定用紙）
  - シ 営業用機械器具一覧表（指定用紙）
  - ス 会社・技術者等免許・許認可一覧表（指定用紙）
  - セ 取扱商品・メーカー等調書（指定用紙）
  - ソ 業者カード（指定用紙）
- ３ 申請書類の提出時期など
- 申請書類の提出時期、方法等については、次のとおりとする。
- （１）申請書類の提出時期は、工事又は製造の請負、測量及び建設コンサルタント等にあつては、平成１８年３月１日から同月２０日まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
- 物件の売買等にあつては、平成１８年２月１日から同月２０日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
- ただし、物件の売買等にあつては、別表の左欄に掲げる期間においても申請書類を提出することができる。
- （２）申請書類の提出方法は、契約財産課への持参に限るものとする。
- ４ 有効期間
- （１）工事又は製造の請負、測量及び測量及び建設コンサルタント等にあつ

ては、平成18年6月1日から平成20年5月31日までとする。

- (2) 物件の売買等にあつては、平成18年5月1日から平成20年4月30日まで（ただし、別表の左欄に掲げる期間において3（1）ただし書の規定による申請書類の提出があつた場合における競争入札に参加する者の資格の有効期間については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間とする。）とする。

別表（3、4関係）

| 申請書類の提出期間             | 競争入札に参加する者の<br>資格の有効期間 |
|-----------------------|------------------------|
| 平成18年5月1日～平成18年5月10日  | 平成18年6月1日～平成20年4月30日   |
| 平成18年6月1日～平成18年6月7日   | 平成18年7月1日～平成20年4月30日   |
| 平成18年7月3日～平成18年7月7日   | 平成18年8月1日～平成20年4月30日   |
| 平成18年8月1日～平成18年8月7日   | 平成18年9月1日～平成20年4月30日   |
| 平成18年9月1日～平成18年9月7日   | 平成18年10月1日～平成20年4月30日  |
| 平成18年10月2日～平成18年10月6日 | 平成18年11月1日～平成20年4月30日  |
| 平成18年11月1日～平成18年11月7日 | 平成18年12月1日～平成20年4月30日  |
| 平成18年12月1日～平成18年12月7日 | 平成19年1月1日～平成20年4月30日   |
| 平成19年1月4日～平成19年1月10日  | 平成19年2月1日～平成20年4月30日   |

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 25 号

津市開発事業に関する指導要綱を次のとおり制定する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

津市開発事業に関する指導要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 基本方針（第 7 条—第 17 条）
- 第 3 章 設計の基本（公共施設及び公益施設）（第 18 条—第 41 条）
- 第 4 章 工事施行に伴う事業者の義務（第 42 条）
- 第 5 章 立入検査等（第 43 条・第 44 条）
- 第 6 章 公共施設等の帰属及び管理（第 45 条—第 47 条）
- 第 7 章 小規模開発（第 48 条—第 50 条）
- 第 8 章 補則（第 51 条・第 52 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市の土地利用を計画的に推進し、健康的かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 開発事業 次に掲げる事業をいう。

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 4 条第 12 項に規定する開発行為

イ 駐車場、資材置場等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

（2） 開発事業区域 開発事業をする土地の区域をいう。

（3） 事業者 開発事業を施行する者をいう。

（4） 公共施設 道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、運河、水路、消防水利施設その他公共の用に供する施設をいう。

（5） 公益施設 教育文化施設、社会福祉施設、交通施設、集会所、ごみ処理等の環境事業施設その他公益の用に供する施設をいう。

（6） 小規模開発 開発事業区域の面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の開発事業をいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、本市の区域内において行われる開発事業区域の面積が500平方メートル以上の開発事業（その計画規模がこれに該当しない場合であっても、開発事業が継続して行われ、その結果これに該当することとなったものを含む。）に適用する。

(適用除外)

第4条 前条に該当する開発行為であっても次に掲げるものについては、その適用を除外する。

- (1) 法第29条第4号から第11号までに規定する開発行為
- (2) 本市が行う開発事業
- (3) 本市がその組織に加わっている一部事務組合及び本市が設置する団体が行う開発事業

(総合計画等の尊重)

第5条 事業者は、開発事業の計画に当たっては、本市の総合計画及び都市計画、環境、緑化、福祉等に関する基本計画を尊重しなければならない。

(指導基準)

第6条 事業者は、開発事業の計画及び施行等に当たっては、この要綱及び別に定める津市開発技術基準（以下「開発技術基準」という。）に従い、これを行うものとする。

## 第2章 基本方針

(基本原則)

第7条 開発事業の計画の作成に当たっては、本市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的、機能的な生活環境を確保するため、環境の整備改善を図り、交通安全の確保、災害発生の防止その他健全な地域社会の形成に必要な公共施設及び公益施設の整備並びに宅地に関する事項が適正に定められていなければならない。

(地区等の選定)

第8条 事業者は、開発事業区域を選定するに当たっては、法第8条及び第9条の規定による地域地区指定の趣旨に沿ってこれを行わなければならない。

2 河川改修、上水道、下水道、都市排水等に係る諸計画との調整上、開発事業を施行するに当たって適合しない区域又は好ましくない区域における開発事業は、原則としてこれを認めない。ただし、事業者の負担において、公共施設及び公益施設を整備し、開発事業を施行するに当たって適合し得る措置を講じた場合は、この限りでない。

(利害関係者等の意見の尊重等)

第9条 事業者は、開発事業に係る計画について、利害関係を有するもの（団体を含む。）、開発事業区域の周辺住民等の意見を十分尊重し、当該計画の説明会等を通じ、あらかじめ必要な調整を行うものとする。

2 当該事業に関し紛争が生じたときは、事業者及び利害関係者等は、誠意を持って話し合いを行い、当事者間において当該紛争を解決するものとする。

（自然環境との調和及び緑地の保全）

第10条 事業者は、開発事業区域において、良好な自然条件を備え、優れた環境を有する土地については、その自然的効用を生かすため、できる限り自然地として保全するよう努めるものとする。

2 事業者は、開発事業により生じた表土については、緑化を図るなどの措置を講じ、自然と緑を回復するよう努めるものとする。

3 事業者は、市街地から望む、良好な景観を有する区域を含む大規模開発にあつては、森林法（昭和26年法律第294号）との整合を図りながら、緑豊かな景観の保全に努めるものとする。

（緑化の推進）

第11条 事業者は、住宅地に係る開発事業においては、生け垣の設置及び植樹により緑豊かな住宅地の形成に努めるものとする。

（文化財の保護）

第12条 事業者は、開発事業の実施にあたっては、文化財に対する影響等について事前に関係機関と協議の上、その指示に基づく必要な措置を工事着手前に完了させるものとする。

2 事業者は、開発事業の工事施行中に文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し、関係機関の指示を受け、必要な措置を講じるものとする。

（防災措置）

第13条 事業者は、開発事業の施行に当たっては、事前に地形、地質、過去の災害等を十分調査し、開発事業区域及びその周辺の区域において災害が発生しないよう万全の防災措置を講じなければならない。

（住居表示制度への対応）

第14条 事業者は、開発事業の計画に当たっては、住居表示制度の趣旨を尊重し、これに対応できるよう配慮するものとする。

（工事による公害の防止）

第15条 事業者は、開発事業に係る工事に伴って発生する騒音、振動、粉じん、水質汚濁等の防止を図り、生活環境保全のため、万全の措置を講ずるものとする。この場合において、公害を発生させたときは、事業者は、直ちに市長に報告するとともに、当該事業者の責任において適切な措置を講ずるも

のとする。

（通園、通学路の安全確保）

第16条 事業者は、開発事業に係る工事を施工する際に、工事用車両が幼稚園、小学校及び中学校の通園、通学路を通行するときは、市教育委員会等の関係機関と協議の上、当該通園、通学路を利用する園児、児童、生徒等の安全確保に努めるものとする。

（公共施設及び公益施設の整備）

第17条 開発事業の施行に伴い設置を必要とする公共施設については、事業者が自己の負担において、整備しなければならない。

2 事業者は、第34条に定める基準により、集会所に係る用地を確保し、本市に対し無償でこれを譲与するものとする。

3 市長が開発事業の規模により、その開発区域内に学校及び保育所を設置する必要があると認めるときは、事業者は、第35条に定める基準による面積の土地を確保し、造成しなければならない。この場合において、その確保した土地については、本市が鑑定評価額を限度として買い受けるものとする。

### 第3章 設計の基本（公共施設及び公益施設）

（道路計画）

第18条 事業者は、開発事業区域及びその周辺の区域における道路網については、開発事業の目的に基づき、自動車、歩行者等の交通量を勘案し、総合的に計画するものとする。

（幹線道路等）

第19条 開発事業区域における主要な道路の幅員は、次のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公共施設及び公益施設の設置上、必要があると認めるときは、主要な道路の幅員を20メートルとすることができる。

3 都市計画に定められた道路が開発事業区域内にある場合には、原則として、これを当該都市計画に適合させ、事業者において整備するものとする。

| 目 的            | 住 宅 地  |        | 住 宅 地 以 外 |        |
|----------------|--------|--------|-----------|--------|
| 道 路 の 区 分      | 幹線道路   | 補助幹線道路 | 幹線道路      | 補助幹線道路 |
| 開 発 区 域 の 面 積  | —      | —      | —         | —      |
| 2.5ha以上 5 ha未満 | —      | —      | 10m 以上    | —      |
| 5 ha以上 10ha未満  | 10m 以上 | —      | 12m 以上    | —      |
| 10ha以上 20ha未満  | 14m 以上 | 10m 以上 | 16m 以上    | 10m 以上 |
| 20ha以上         | 14m 以上 | 10m 以上 | 20m 以上    | 10m 以上 |

(区画道路)

第20条 事業者は、区画街路については、各住宅地に直接面するよう計画するものとする。この場合において、区画街路を通過するための交通を避け、かつ、幹線道路及び補助幹線道路との接続が少なくなるよう設計するものとし、その有効となる幅員は、原則として6メートルとする。

(開発区域外の既存道路との接続)

第21条 事業者は、開発事業区域内の幹線道路を開発事業区域外の既存道路に接続する場合は、原則として当該幹線道路と同等又はそれ以上の幅員の既存道路に接続しなければならない。ただし、市長が開発事業区域の周辺の道路の状況により、車両の通行に支障がないと特に認める場合において、事業者がその負担により開発事業区域外の既存道路の改良を行うときは、この限りではない。

(自転車及び歩行者の安全確保)

第22条 事業者は、自転車及び歩行者の通行帯については、できる限り車道と区別し安全を確保するとともに、公共施設及び公益施設の配置についても自転車及び歩行者の安全を考慮して計画するものとする。

(道路の設計)

第23条 事業者は、道路の設計に当たっては、開発技術基準によるほか事前に市長に協議するものとする。

(公園用地)

第24条 事業者は、主として住宅地に係る開発事業で開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合には、当該面積の3パーセント以上の面積又は3平方メートルにその計画人口(3.5人に計画戸数を乗じて得たものをいう。)を乗じて得た面積のいずれか多い方の面積の土地を公園用地(緑地及び広場を含む。)として確保するものとする。

2 中高層住宅を建設する住宅地の開発事業で開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、公園用地を確保するものとする。

ただし、面積については別途協議するものとする。

(公園等の配置)

第25条 事業者は、開発事業の規模に応じ主となる公園1箇所を中央に設置し、他に誘致距離を勘案して街区公園等を配置するものとする。

(施設の配置)

第26条 公園内の遊具、植栽その他施設の設置は、事業者がその負担によりこれを行うものとし、その配置については、事前に市長に協議するものとする。

(排水計画の原則)

第27条 事業者は、排水計画については、その開発事業区域内だけでなく集水区域全体の状況を考慮し、かつ、その放流河川の流下能力、水質基準及び下流域への影響を勘案し、洪水調整池等による流量調整及び水質保全に万全を期するものとする。

(下水排除方式等)

第28条 事業者は、下水排除方式については、分流式とし、下水排除をするため、所要の管路施設、ポンプ場及び汚水処理施設を整備するものとする。ただし、当該処理施設については、開発事業区域の面積が2.5ヘクタール以上又は開発事業区域における住宅の戸数が100戸以上の場合には、公共下水道に接続する場合を除きこれを設置するものとする。また、公共用水域の水質保全のため、下水道事業認可区域外においては、合併処理浄化槽を設置するものとする。

2 前項の処理施設の維持管理等は、事業者又は受益者がこれを行うものとする。

(水路の整備)

第29条 水路については、雨水又は開発事業に伴う処理水を開発事業区域外の水路等に放流するため、事業者の負担により整備するものとする。

(排水施設の設計)

第30条 事業者は、排水施設の設計に当たっては、開発技術基準によるほか、事前に市長に協議するものとする。

(上水道)

第31条 事業者は、開発事業に伴う上水道施設の設置については、水道法（昭和32年法律第177号）及び津市水道事業給水条例（平成18年津市条例第222号）によるほか、開発技術基準によるものとし、その給水計画については、事前に市長に協議するものとする。

(消防水利等)

第32条 事業者は、消防水利等については、消防法（昭和23年法律第186号）によるほか開発技術基準によるものとし、その施設の配置については、事前に市長に協議するものとする。

(公益施設の配置等)

第33条 事業者は、公益施設の配置等については、当該公益施設の管理者と協議して行うものとする。

(集会所用地)

第34条 事業者は、次に定める基準により、集会所の用地を確保しなければ

ならない。

| 区 分                                                  | 面 積                   |
|------------------------------------------------------|-----------------------|
| 100戸以上300戸未満                                         | 300㎡                  |
| 300戸以上500戸未満                                         | 500㎡                  |
| 500戸以上<br>〔500戸以上については、箇所<br>数を事前に市長に協議するも<br>のとする。〕 | 500戸を超す100戸ごとに100㎡を加算 |

（学校及び保育所用地）

第35条 事業者は、次に定める基準により、学校及び保育所の用地を確保しなければならない。

| 区 分 | 面 積          | 備 考    |
|-----|--------------|--------|
| 中学校 | 1校につき 3.0 ha | 18学級編成 |
| 小学校 | 1校につき 2.53ha | 18学級編成 |
| 幼稚園 | 1園につき 3,600㎡ | 4学級編成  |
| 保育所 | 1園につき 1,500㎡ | 定員 90名 |

（ごみ処理）

第36条 事業者は、家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）の一時集積場所については、別に定める開発技術基準によるものとし、その位置、規模等については、市長に協議するものとする。

2 一時集積場所の維持管理については、その地域住民において、行うものとする。

（駐車場等）

第37条 事業者は、開発事業の目的及び規模、開発事業地周辺の状況等を考慮し、住環境に支障が生じないように、開発技術基準により駐車場等を設置するものとする。

（油水分離槽の設置）

第38条 事業者は、油等による水質汚濁防止のため、開発技術基準により油水分離槽を設置するものとする。

（購買施設）

第39条 事業者は、開発事業区域の面積が10ヘクタール以上の住宅地に係る開発事業については、住民の利便を考慮し、必要な購買に係る施設を設置するものとする。

（地下埋設物等に係る協議）

第40条 事業者は、本市に帰属することとなる公共施設内に地下埋設物等（ガス管、水道管、電柱等をいう。）を設置する場合には、事前に当該公共施設の管理者と協議するものとする。

（保安施設）

第41条 事業者は、その必要に応じて、その負担により開発事業区域内に防犯灯を設置し、事業者又はその地域住民は、これを維持管理するものとする。

#### 第4章 工事施工に伴う事業者の義務

（施工計画及び施工管理）

第42条 事業者は、開発事業に着手する前に、当該開発事業に伴う工事の全工程表を市長に提出するとともに、土砂等の搬入路について周辺の道路の状況を勘案して、市長と協議の上決定するものとする。この場合において、これによる防じん、交通安全等について適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、開発事業に着手する前に防災計画を市長に提示し、周辺の地域に係る災害を防止するため防災工事を行わなければならない。

3 事業者は、開発事業を施行するに当たっては、関係法令及びこの要綱に定める事項を遵守するものとし、施行過程において当初の計画に変更の必要が生じた場合は、事前に市長に協議して必要な手続を行わなければならない。

4 事業者は、開発事業の施行に伴い、公共施設及び住宅、農作物等に関し被害又は紛争が生じたときは、遅延なくその補償等の対策を講ずるものとする。

#### 第5章 立入検査等

（立入検査）

第43条 市長は、開発事業の施行に関し必要と認める場合は、当該職員をして開発事業の区域内に立ち入らせ、工事の進ちょく状況、防災措置等を検査させることができる。

（中間検査、完了検査等）

第44条 事業者は、法第36条第2項の規定による工事完了の検査を受けるほか、本市に帰属することとなる公共施設については、本市の職員による中間検査及び完了検査を受けなければならない。

#### 第6章 公共施設等の帰属及び管理

（公共施設等の土地の帰属）

第45条 法第32条の規定等による協議において本市の同意を得て設置される公共施設及び公益施設に係る土地については、法第36条第3項に規定する工事完了に係る公告の日の翌日又は工事完了の日の翌日に本市に帰属するものとする。この場合において、当該公共施設及び公益施設に係る土地の本市への所有権移転登記の手続は、事前に市長に協議し、事業者においてこれ

を行うものとする。

（公共施設等の管理）

第46条 法第32条の規定等による協議において本市の同意を得て設置される公共施設等については、法第36条第3項に規定する工事完了に係る公告の日の翌日又は工事完了の日の翌日に本市の管理に属するものとする。この場合において、当該公共施設等の本市への管理引継ぎの手続は、事前に市長に協議し、事業者においてこれを行うものとする。

（その他の公共施設等の管理）

第47条 法第32条の規定等による協議において事業者又は受益者が所有管理することとなる公共施設等については、適切な管理がされるよう努めなければならない。

## 第7章 小規模開発

（道路）

第48条 開発事業区域内に設置される道路については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、指定を受けたものでなければならない。

（排水施設等）

第49条 事業者は、住宅地内の雨水については、隣地へ流出しないよう側溝の設置など適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、側溝、下水道管等については、溢水又は漏水のおそれのないよう設置し、公共の水路又はこれに準ずる施設に接続しなければならない。

3 事業者は、造成による土砂の流出を防止するため、別に定める開発技術基準による土留めを設置しなければならない。

4 事業者は、市道、水路等を占用し、又はこれらに加工しようとする場合は、必要な手続を行わなければならない。

（適用除外）

第50条 小規模開発については、第17条第2項、第18条から第27条、第29条から第35条、第39条、第41条から第43条までの規定は適用しない。

## 第8章 補則

（指導に従わない者に対する措置）

第51条 市長は、この要綱に従わない事業者に対しては、この事実を公表することができる。

（委任）

第52条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成１８年１月１日から施行する。

（平成１８年１月１日 揭示済）

津市告示第 26 号

津市建築計画概要書等閲覧規程を次のとおり制定する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

津市建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 4 第 1 項及び第 2 項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」と総称する。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2 条 概要書の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画部建築指導課内とする。

(休業日)

第 3 条 閲覧所の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の場合において、市長は、あらかじめその旨を公告するものとする。

(閲覧時間)

第 4 条 概要書を閲覧することができる時間は、午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、概要書を閲覧することができる時間を変更することができる。この場合において、あらかじめその旨を公告するものとする。

(閲覧の手続等)

第 5 条 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧所に備付けの建築計画概要書等閲覧票（別記様式）に必要な事項を記載しなければならない。

2 概要書は、閲覧所の外へこれを持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書の閲覧を停

止し、又は拒否することができる。

- (1) 概要書を汚損し、若しくは破損した者又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 概要書の閲覧に際して他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) その他この規程又は係員の指示に従わない者  
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(平成18年1月1日 揭示済)

別記様式（第5条関係）

建築計画概要書等閲覧票

|                                                                                                          |     |                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 閲覧年月日                                                                                                    |     | 年          月          日                                                                                    |
| 閲覧者                                                                                                      | 住 所 |                                                                                                            |
|                                                                                                          | 氏 名 |                                                                                                            |
| 閲覧目的                                                                                                     |     | (具体的に記入してください。)                                                                                            |
| 閲覧物件                                                                                                     |     | (申請時に物件が特定できないときは、閲覧後に記入してください。)<br><input type="checkbox"/> 建築計画概要書<br>確認年月日<br><br><br><br><br>確認番号      |
|                                                                                                          |     | <input type="checkbox"/> 定期調査報告概要書 <input type="checkbox"/> 定期検査報告概要書 (建築設備・昇降機)<br>所 在<br><br><br><br>名 称 |
| 次の事項を遵守して閲覧してください。<br>(1) 概要書を汚損、破損又は持ち出しをしないこと。<br>(2) 閲覧時間を守ること。<br>(閲覧時間：午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後4時まで) |     |                                                                                                            |

津市告示第 27 号

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 3 第 1 項の規定によるフレキシブルディスクによる手続ができる区域を次のとおり指定し、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

フレキシブルディスクによる手続ができる区域 本市の区域内全域

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第 28 号

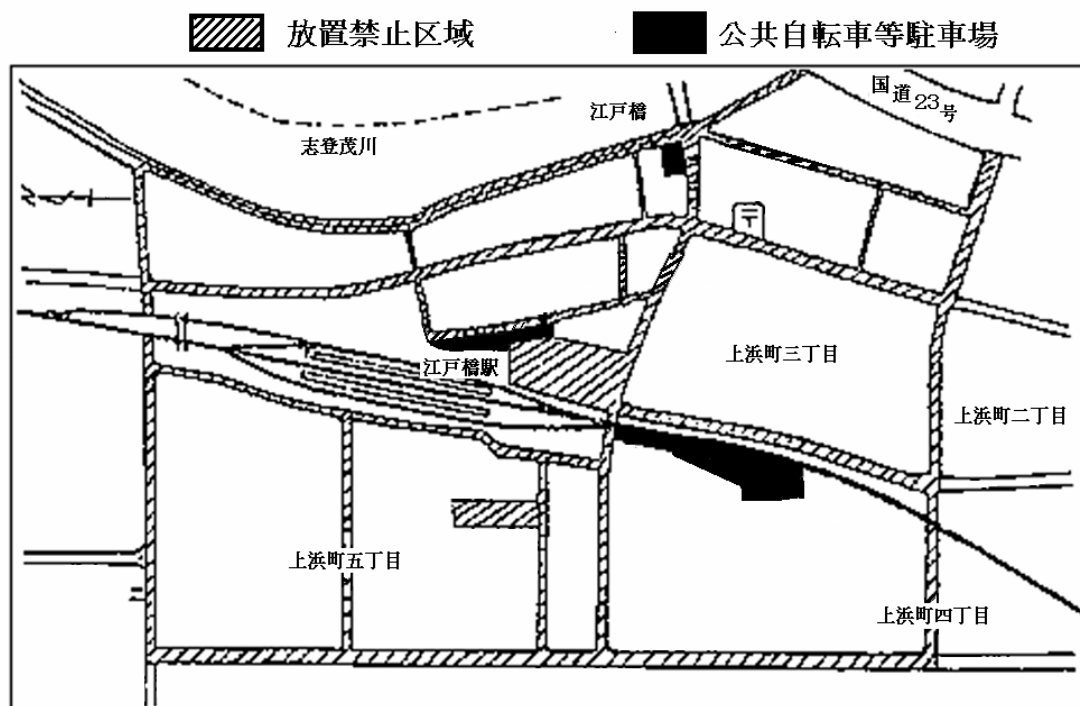
津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）第 9 条第 1 項の規定により、自転車等の放置禁止に係る区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 1 月 1 日

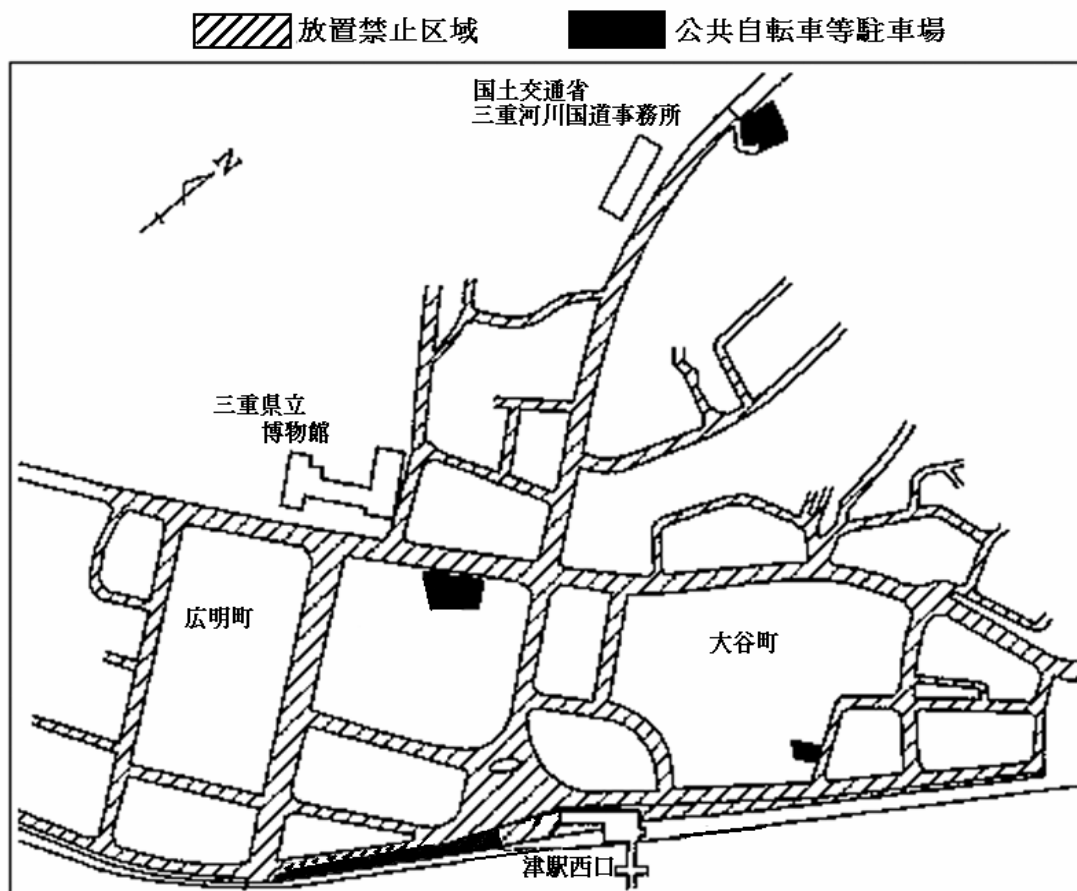
津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 指 定 の 効 力 発 生 年 月 日 | 指 定 場 所 |           |
|---------------------|---------|-----------|
|                     | 指定区域の名称 | 区 域 図     |
| 平成18年 1 月 1 日       | 江戸橋駅周辺  | 別図 1 のとおり |
| 平成18年 1 月 1 日       | 津駅西口周辺  | 別図 2 のとおり |
| 平成18年 1 月 1 日       | 津駅東口周辺  | 別図 3 のとおり |
| 平成18年 1 月 1 日       | 久居駅西口周辺 | 別図 4 のとおり |

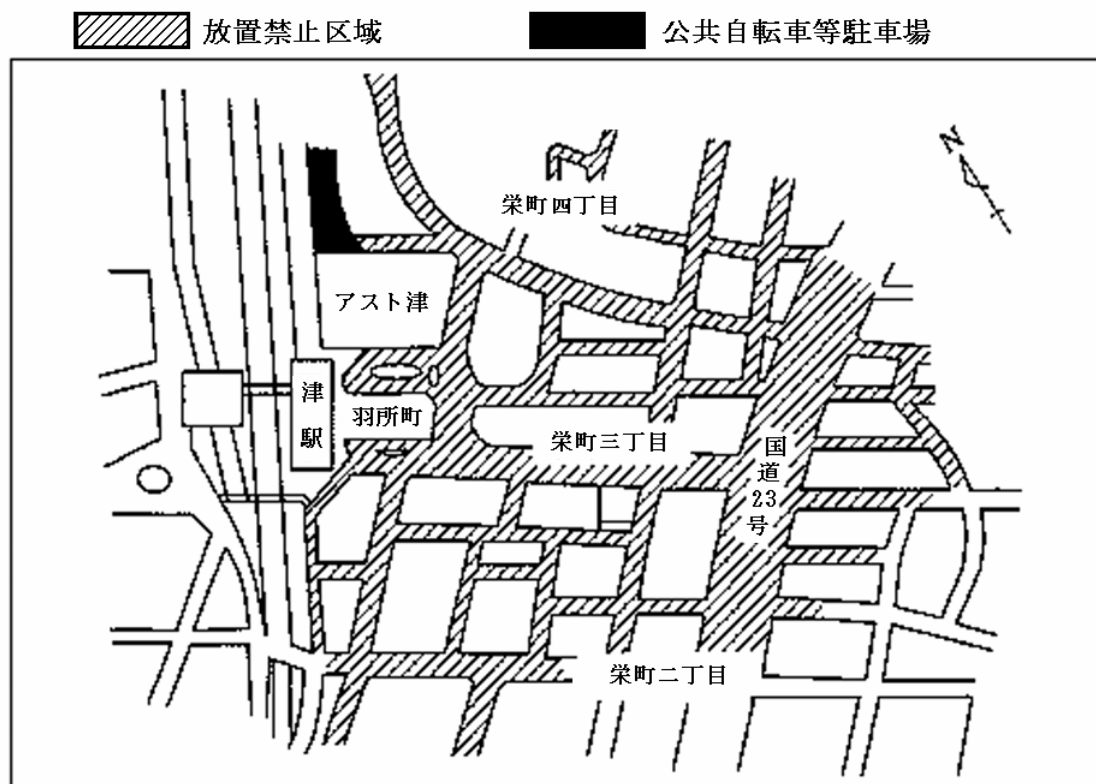
別図1 江戸橋駅周辺の自転車等放置禁止区域



別図2 津駅西口周辺の自転車等放置禁止区域

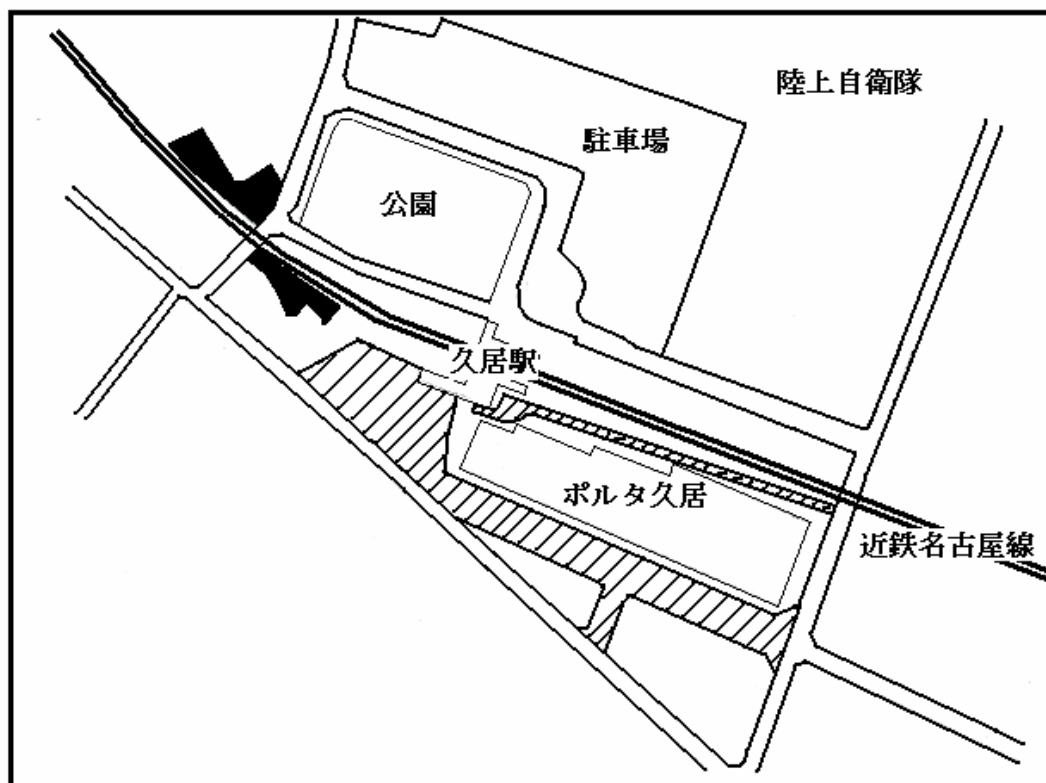


別図3 津駅東口周辺の自転車等放置禁止区域



別図 4 久居駅西口周辺の自転車等放置禁止区域

 放置禁止区域       公共自転車等駐車場



(平成18年1月1日 揭示済)

津市告示第 29 号

津市営駐車場の駐車料金の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称             | 所 在 地                  |
|-----------------|------------------------|
| 三菱プレシジョン(株)中部支社 | 名古屋市中区錦 3-8-7 こまビル 6 階 |
| 株式会社まちづくり津夢時風   | 津市丸之内 29 番 14 号        |
| 株式会社津センターパレス    | 津市大門 7 番 15 号          |
| 津駅前都市開発株式会社     | 津市羽所町 700 番地           |

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第 30 号

津市センターパレスホールの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称          | 所 在 地         |
|--------------|---------------|
| 株式会社津センターパレス | 津市大門 7 番 15 号 |

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 3 1 号

津市まん中広場の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称             | 所 在 地          |
|-----------------|----------------|
| 津市市民活動センター運営委員会 | 津市大門 7 番 1 5 号 |

（平成 1 8 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第32号

津市斎場の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成18年1月1日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称                         | 所 在 地                   |
|-----------------------------|-------------------------|
| 泉 警 備 保 障 株 式 会 社 津 営 業 所   | 津 市 大 倉 3 番 4 号         |
| 東 海 警 備 保 障 株 式 会 社         | 津 市 本 町 2 2 番 7 号       |
| 近鉄ビルサービス株式会社中部支店三重事業所       | 津 市 羽 所 町 7 0 0 番 地     |
| 国 際 警 備 保 障 株 式 会 社 三 重 支 店 | 津 市 栄 町 二 丁 目 1 8 番 地 2 |

（平成18年1月1日 揭示済）

津市告示第 33 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例第 2 条の表に掲げる運動施設（津市体育館、津球場公園内野球場、古道公園内テニスコート、古河公園内テニスコート、北部運動広場、西部運動広場、南部緑地公園内運動広場、乙部公園内運動広場、入江公園内テニスコート、海浜公園内陸上競技場、海浜公園内テニスコート）使用料の徴収事務の一部を委託するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により次の者を告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称              | 所 在 地          |
|------------------|----------------|
| 株式会社メイハンコーポレーション | 津市栄町三丁目 222 番地 |

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第 3 4 号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例第 2 条の表に掲げる津市民プール  
使用料の徴収事務の一部を委託するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令  
第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により次の者を告示する。

平成 1 8 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称            | 所 在 地            |
|----------------|------------------|
| 株式会社ジャパンスポーツ運営 | 津市西古河町 4 番 1 2 号 |

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 3 5 号

津市一身田寺内町の館の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、  
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により  
告示する。

平成 1 8 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称           | 所 在 地           |
|---------------|-----------------|
| 一身田寺内町の館運営委員会 | 津市一身田町 7 5 8 番地 |

（平成 1 8 年 1 月 1 日 掲示済）

津市告示第 36 号

津市橋南、雲出、白塚市民センター及び市民活動センターの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称           | 所 在 地              |
|---------------|--------------------|
| 橋南市民センター運営委員会 | 津市阿漕町津興 1 1 6 2 番地 |
| 雲出市民センター運営委員会 | 津市雲出本郷町 1 3 8 9 番地 |
| 白塚市民センター運営委員会 | 津市白塚町 2 1 1 1 番地   |
| 市民活動センター運営委員会 | 津市大門 7 番 1 5       |

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市告示第 37 号

津市伊勢湾ヘリポートの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市長職務執行者 近 藤 康 雄

| 名 称          | 所 在 地          |
|--------------|----------------|
| 株式会社伊勢湾ヘリポート | 津市雲出鋼管町 2 番地 2 |

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

## 教 委 規 則

津市教育委員会会議規則ほか 36 件の教育委員会規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市教育委員会委員長 土 川 禮 子

- ・ 津市教育委員会会議規則（教育委員会規則第 1 号）
- ・ 津市教育委員会会議傍聴人規則（教育委員会規則第 2 号）
- ・ 津市教育委員会公告式規則（教育委員会規則第 3 号）
- ・ 津市教育委員会表彰規則（教育委員会規則第 4 号）
- ・ 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（教育委員会規則第 5 号）
- ・ 津市教育委員会事務委任等に関する規則（教育委員会規則第 6 号）
- ・ 津市教育委員会事務局組織規則（教育委員会規則第 7 号）
- ・ 津市教育委員会公印規則（教育委員会規則第 8 号）
- ・ 津市教育委員会事務局等の職員の職名に関する規則（教育委員会規則第 9 号）
- ・ 津市教育活動災害見舞金支給条例施行規則（教育委員会規則第 10 号）
- ・ 津市立教育研究所の管理運営に関する規則（教育委員会規則第 11 号）
- ・ 津市立学校の管理に関する規則（教育委員会規則第 12 号）
- ・ 就学等に関する規則（教育委員会規則第 13 号）
- ・ 津市学校運営協議会を設置する学校の指定に関する規則（教育委員会規則第 14 号）
- ・ 津市立幼稚園則（教育委員会規則第 15 号）
- ・ 津市社会教育指導員設置等に関する規則（教育委員会規則第 16 号）
- ・ 津市社会教育委員会運営規則（教育委員会規則第 17 号）
- ・ 津市青少年センター設置規則（教育委員会規則第 18 号）
- ・ 津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則（教育委員会規則第 19 号）
- ・ 津市美里文化センター内文化ホールに関する規則（教育委員会規則第 20 号）
- ・ 津市白山総合文化センター内しらさぎホールに関する規則（教育委員会規則第 21 号）
- ・ 津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第 22 号）
- ・ 津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第 23 号）
- ・ 津市視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関する規則（教育委員会規則第 24 号）
- ・ 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第 25 号）
- ・ 津市人権教育指導員設置規則（教育委員会規則第 26 号）
- ・ 津市文化財保護条例施行規則（教育委員会規則第 27 号）
- ・ 津市文化振興条例施行規則（教育委員会規則第 28 号）
- ・ 津市埋蔵文化財センターの設置等に関する条例施行規則（教育委員会規則第

29号)

- ・ 津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第30号）
- ・ 津市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第31号）
- ・ 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第32号）
- ・ 教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（教育委員会規則第33号）
- ・ 津市スポーツ公園の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第34号）
- ・ 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則（教育委員会規則第35号）
- ・ 津市体育指導委員に関する規則（教育委員会規則第36号）
- ・ 津市学校体育施設の開放に関する規則（教育委員会規則第37号）

（平成18年1月1日 揭示済）

## 教 委 訓 令

津市教育委員会事務局処務規程ほか1件の訓令を別紙のとおり定める。

平成18年1月1日

津市教育委員会教育長 田 中 彌

- ・津市教育委員会事務局処務規程（教育委員会訓令第1号）
- ・津市立の学校及び幼稚園職員の結核症の管理に関する規程（教育委員会訓令第2号）

（平成18年1月1日 揭示済）

## 選 管 告 示

津市公職選挙事務取扱規程ほか 13 件の規程を次のように定める。

平成 18 年 1 月 1 日

津市選挙管理委員会委員長 大 橋 達 郎

- ・ 津市公職選挙事務取扱規程（選挙管理委員会告示第 1 号）
- ・ 津市公職選挙執行規程（選挙管理委員会告示第 2 号）
- ・ 津市選挙投票区（選挙管理委員会告示第 3 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（選挙管理委員会告示第 4 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（選挙管理委員会告示第 5 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（選挙管理委員会告示第 6 号）
- ・ 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（選挙管理委員会告示第 7 号）
- ・ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程（選挙管理委員会告示第 8 号）
- ・ 津市検察審査員候補者選定規程（選挙管理委員会告示第 9 号）
- ・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区（選挙管理委員会告示第 10 号）
- ・ 津市選挙管理委員会規程（選挙管理委員会告示第 11 号）
- ・ 津市農業委員会選挙投票区（選挙管理委員会告示第 12 号）
- ・ 津市農業委員会委員選挙における投票用紙の様式（選挙管理委員会告示第 13 号）
- ・ 津市農業委員会委員選挙に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印について（選挙管理委員会告示第 14 号）

（平成 18 年 1 月 1 日 掲示済）

## 消 防 訓 令

津市消防署の組織に関する訓令ほか 11 件の訓令を別紙のとおり定める。

平成 18 年 1 月 1 日

津市消防長 野 田 重 門

- ・ 津市消防署の組織に関する訓令（消防本部訓令第 1 号）
- ・ 津市消防事務専決規程（消防本部訓令第 2 号）
- ・ 津市消防職員の任免に関する訓令（消防本部訓令第 3 号）
- ・ 津市消防本部の表彰に関する訓令（消防本部訓令第 4 号）
- ・ 津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令（消防本部訓令第 5 号）
- ・ 津市消防職員の服務に関する規程（消防本部訓令第 6 号）
- ・ 津市消防職員の服務の宣誓に関する規程（消防本部訓令第 7 号）
- ・ 津市消防音楽隊規程（消防本部訓令第 8 号）
- ・ 津市消防安全管理規程（消防本部訓令第 9 号）
- ・ 津市消防衛生管理規程（消防本部訓令第 1 0 号）
- ・ 津市火災予防査察規程（消防本部訓令第 1 1 号）
- ・ 津市消防違反処理規程（消防本部訓令第 1 2 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

## 消 防 告 示

津市消防章の告示ほか6件の告示を別紙のとおり定める。

平成18年1月1日

津市消防長 野 田 重 門

- ・ 津市消防章の告示（消防本部告示第 1 号）
- ・ 津市消防公印規程（消防本部告示第 2 号）
- ・ 喫煙行為等の禁止場所の指定（消防本部告示第 3 号）
- ・ 洞道等の指定（消防本部告示第 4 号）
- ・ 避雷設備に係る日本工業規格の指定（消防本部告示第 5 号）
- ・ 火気使用設備等の点検及び整備に係る「必要な知識及び技能を有する者」の指定（消防本部告示第 6 号）
- ・ 消防検査及び消防用設備等の点検に係る防火対象物の指定（消防本部告示第 7 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 掲示済）

## 水 管 規 程

津市水道局分課規程ほか 13 件の水道事業管理規程をここに公布する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市水道事業管理者 小 河 俊 昭

- ・ 津市水道局分課規程（水道事業管理規程第 1 号）
- ・ 津市水道事業管理者職務代理に関する規程（水道事業管理規程第 2 号）
- ・ 地方公営企業法の適用に伴う特別措置に関する規程（水道事業管理規程第 3 号）
- ・ 津市水道局の事務の執行に関する規程（水道事業管理規程第 4 号）
- ・ 津市水道局事務専決規程（水道事業管理規程第 5 号）
- ・ 津市水道局公告式規程（水道事業管理規程第 6 号）
- ・ 津市水道局公印規程（水道事業管理規程第 7 号）
- ・ 津市水道事業会計規程（水道事業管理規程第 8 号）
- ・ 津市水道局現金取扱員の現金取扱限度を定める規程（水道事業管理規程第 9 号）
- ・ 津市水道局企業職員被服等貸与規程（水道事業管理規程第 1 0 号）
- ・ 津市水道局企業職員の給与、勤務時間及びその他の身分取扱いに関する規程（水道事業管理規程第 1 1 号）
- ・ 津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（水道事業管理規程第 1 2 号）
- ・ 津市水道事業給水条例施行規程（水道事業管理規程第 1 3 号）
- ・ 津市水道局指定給水装置工事事業者規程（水道事業管理規程第 1 4 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）

## 水 道 告 示

津市水道事業告示第 1 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、津市水道事業管理者の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を、株式会社百五銀行と指定する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市水道事業管理者 小 河 俊 昭

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

津市水道事業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、津市水道事業の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定する。

平成 18 年 1 月 1 日

津市水道事業管理者 小 河 俊 昭

収納取扱金融機関

株式会社みずほ銀行

株式会社三菱東京 U F J 銀行

株式会社りそな銀行

三菱 U F J 信託銀行株式会社

株式会社関西アーバン銀行

株式会社第三銀行

株式会社中京銀行

株式会社三重銀行

津信用金庫

三重信用金庫

東海労働金庫

一志東部農業協同組合

津安芸農業協同組合

三重中央農業協同組合

三重県信用漁業協同組合連合会

三重県信用農業協同組合連合会

（平成 18 年 1 月 1 日 揭示済）

## 農 委 告 示

津市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規程ほか6件の規程を次のように定める。

平成18年1月1日

津市農業委員会委員長 辻 村 唯 司

- ・ 津市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する規程（農業委員会告示第 1 号）
- ・ 津市農業委員会総会会議規程（農業委員会告示第 2 号）
- ・ 津市農業委員会規程（農業委員会告示第 3 号）
- ・ 津市農業委員会部会会議規程（農業委員会告示第 4 号）
- ・ 津市農業委員会互選規程（農業委員会告示第 5 号）
- ・ 津市農業委員会事務局規程（農業委員会告示第 6 号）
- ・ 津市農業委員会選挙事務取扱規程（農業委員会告示第 7 号）

（平成 1 8 年 1 月 1 日 揭示済）